

最高裁総一第271号

令和6年3月11日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長

次席書記官を置く高等裁判所等の指定及び次席書記官の員数
の定めについて（通知）

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則（令和6年最高裁判所規則第5号）による改正後の大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号）第4条第1項の規定による次席書記官を置く高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所として別表の裁判所が指定され、当該裁判所の次席書記官の員数が同表のとおり定められ、令和6年4月1日から実施されます。

なお、令和5年3月9日付け最高裁総一第257号総務局長通知「民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を置く高等裁判所等の指定並びに次席書記官の員数について」により通知された指定は、令和6年3月31日限り、取り消されます。

(別表)

1 高等裁判所

高等裁判所	員数
東京、大阪、福岡	4
名古屋、広島、仙台、札幌、高松	3

(注)

各高等裁判所の次席書記官のうちの一は、当該各高等裁判所の総括企画官をもって充てるものとする。

2 地方裁判所

地方裁判所	員数
東京	12
大阪	9
名古屋、福岡	6
横浜	5
さいたま、千葉、神戸、札幌	4
長野、岐阜、福井、鹿児島	3
水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、新潟、京都、和歌山、金沢、富山、広島、山口、岡山、鳥取、松江、長崎、大分、熊本、宮崎、那覇、仙台、福島、青森、函館、旭川、高松、徳島、高知、松山	2
津、盛岡	1

(注)

1 名古屋、福岡及び札幌各地方裁判所の次席書記官のうちの一は、当該各地方裁判所の所在地を管轄する簡易裁判所の首席書記官をもって充てるもの

とする。

2 甲府、長野、岐阜、福井、富山、鳥取、松江、鹿児島及び函館各地方裁判所の次席書記官のうちの一人並びに津地方裁判所の次席書記官は、当該各地方裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の次席書記官をもって充てるものとする。

3 家庭裁判所

家 庭 裁 判 所	員 数
東京、横浜、福岡	4
長野、大阪、名古屋、岐阜、福井、鹿児島	3
さいたま、千葉、宇都宮、甲府、神戸、和歌山、金沢、富山、山口、鳥取、松江、長崎、大分、宮崎、青森、札幌、函館、旭川、徳島、高知、松山	2
水戸、前橋、静岡、新潟、京都、津、広島、岡山、熊本、仙台、福島、盛岡、高松	1

(注)

横浜、甲府、富山、鳥取、松江、福岡及び函館各家庭裁判所の次席書記官のうちの一人、宇都宮、和歌山、金沢、山口、長崎、大分、宮崎、盛岡、青森、旭川、徳島、高知及び松山各家庭裁判所の次席書記官並びに長野、岐阜、福井及び鹿児島各家庭裁判所の次席書記官のうちの二人は、当該各家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の次席書記官をもって充てるものとする。

4 簡易裁判所

簡 易 裁 判 所	員 数
東京	3